

守られてる？ 憲法の現実

日本国憲法
第1426条
19

アメリカをはじめヨーロッパ諸国では移民が増加し民族的、宗教的な対立あつれきが起り、さまざまな事件が報道されています。同質性が高い日本でも、北朝鮮による日本人拉致が明らかになってから、在日朝鮮人への差別・偏見・抑圧が強まっています。そのひとつが「高校授業料無償化を朝鮮学

校には適用するな」という動きです。アジアを中心に人権を守る章の根拠をくりひろげているNPO法人「ヒューマン・ライツ・ナウ」(今こそ人権の意味)事務局長の伊藤和子弁護士に日本国憲法、国際人権条約などから見てどう考えるべきか寄稿していただきました。

授業料無償化 朝鮮学校だけ特別審査

NPO「ヒューマン・ライツ・ナウ」伊藤和子
事務局長(弁護士)

平等と人権ふみにじるもの

今年4月1日から、高校の授業料無償化がスタートしました。3月31日に成立した「無償化法」では、公立高については授業料を徴収せず、私立高校生については、世帯の収入に応じて年11万8800〜23万7600円の就学支援金を助成することになりました。外国人学校も、私立高校と同様の無償化の対象となっています。しかし、外国人学

校のうちのひとつ、朝鮮学校については、無償化が先送りにされました。文部科学省の4月末の告示では、無償化の対象から外され、5月26日には今後無償化の対象に朝鮮学校を含めるかの判断基準を検討する会議が非公式で始まった、とのこと。

子どもたちの教育を受ける権利については、無償化から除外する、という差別的な取扱いをするのは、日本国憲法が保障する平等原則や日本が批准した国際人権条約に違反するものです。

憲法14条や日本が批准している自由権規約26条は、日本に住むすべての者が、その国籍や民族を問わず、いかなる不合理な差別的取扱いも受けない権利を保障しています。そして、民族的に少数者の子どもたちには、憲法26条、自由権規約27条により、母国語による民族教育を等しく受ける権利が保障されなければなりません。子どもの権利条約30条は、すべての子どもに「自己の文化を享有し」「自己の言語を使用する権利」を保障することを政府に義務づけています。朝鮮学校のみを



国籍、民族で子どももの学ぶ権利を奪ってはならない

無償化の対象外とすることは、これらの権利を侵害することになります。

人種差別的な取り扱い

また、朝鮮学校のみを除外することは、教育を受ける権利について特定の人種を差別する措置に該当し、日本が批准した人種差別撤廃条約に違反する人種差別行為に該当し

ます。国連の人種差別撤廃委員会が2月25日に開催されましたが、この問題で専門家の間で懸念があいつぎました。政府は、朝鮮学校について、無償化の対象とするか否かについて判断基準や審査態勢を専門家が検討する方針だといっています。しかし、すべての学校について公正な基準をつくるべく、朝鮮学校についてだけ特別に他判断基準、審査態勢などを検討することは差別的な取扱いであり、議論の順序が違います。また、教育内容に立ち入って審査し、内容によっては無償化の対象としない、ということが起きれば、教育の自由への介入につながりかねないこととなります。

関係のなかからは「北朝鮮の拉致問題が解決しないなか、対抗措置として朝鮮学校を無償化から除外すべき」という強い意見が出されたそうです。たしかに、拉致問題はそれ自体重大な人権侵害ですが、人権侵害の主体は北朝鮮という国であって、日本に在住する在日朝鮮



伊藤和子弁護士

人でないことは明らかです。在日朝鮮人の子どものための教育権が制約を受ける正当性は、いかなる意味でもありません。もっとも基本的なことでは

生徒と拉致は無関係 差別まんえんさせる危険が

取り扱ってはなりません。ある国やそこに所属する人が人権侵害・犯罪行為にかかわっていると疑われたために、そ

が、憲法や人権条約の保障にあたっては、嫌悪感や漠然とした不安、政治的対立によって例外を設けたり、差別的に

の民族そのものが差別の対象とされるべきではありません。そのような人種差別がひいては深刻な人権侵害につなが

校に対する差別を是正しようとしている市民団体や民族団体、日弁連などの法律家団体やNGOなどが差別取り扱い

人権法の観点から、日本政府に対し、朝鮮学校の除外を行なうことなく、差別なき平等な無償化政策を実施されるよう要請し、中川文部副大臣等に要請を行なっています。「自分と関係ないから」とこうした差別を見ずと、社会には差別がまんえんしていきま

者でなくても、こうした差別が行なわれようとするとき、多くの人が声をあげていくことが必要だと痛感します。